

## 関東新制補考

——鎌倉幕府における「意見(状)」を通して——

佐々木 文 昭

### はじめに

筆者は、拙稿<sup>(1)</sup>において、鎌倉幕府が發布した新制を「関東新制」と称しながら、各新制について概要の確認作業を行い、幕府は朝廷と同様に強い徳政意識を基に立法していたことを明らかにした。なかでも唯一全条文が判明する弘長元(一二六二)年二月三十日関東新制<sup>(2)</sup>(以下弘長新制と略称)については一節を割き、主に条文配列の特徴と傍書<sup>(3)</sup>に着目しつつ制定過程などに検討を加え、本新制の意義などを考察した。しかし幾つかの不備があり、また論じ残した点も少なからず認められるものとなってしまった。

続いて弘安七(一二八四)年五月二十日付の所謂「新御式目」(以下「新式目」と略称)に検討を加え、この文書は、通説とは異なり、二通の上申文書と解釈すべきことを指摘した。また同文書と同年六月十二日関東新制の関係にも注目した<sup>(4)</sup>。しかしながら「新式目」に言及する諸研究においては、依然として弘安の諸改革に際し発せ

られた法令とみる見解が主流となったままの状況が続いている。

そこで本稿が課題とすべきは主に二点となる。一つは拙稿の不備を補うためにも、今一度弘長新制を再検討することである。二つ目としては、「新式目」が上申文書としての性格を持っていたとする私見を補強することにある。これらを考察するために、まずは幕府における法令や政策を定める過程から検討を加えていきたい。

## 第一章 鎌倉幕府における「意見（状）」

### 第一節 『吾妻鏡』における「意見（状）」

幕府内において、法令制定や訴訟裁断を含め政務全般は、基本的に評定で定められた。立法過程の様相については、笠松宏至・岡邦信・西田友広各氏らにより明らかになってきた。例えば笠松氏は法の制定から施行までについて、①「具体的な懸案が刺戟」となり、評定が立法の必要性を認めると担当の奉行人を定める、②内容によっては関係組織に諮問することもある、③担当奉行人は草案を評定に提出する、④評定は草案に基づき法文を最終決定する、⑤法令の伝達に際しては宛所に合わせ文章を追加する、とまとめている。このような一連の過程は、政務一般を決定する際にも適用しうると考える。そこで『吾妻鏡』<sup>⑥</sup>（以下『鏡』と略称）を使用しつつ、煩雑とはなるが、確認していきたい。

評定での審議以前に、立法と同様、担当奉行人は原案乃至参考資料とでもいべき文書を作成していた。この時奉行人個人のみならず、関連部署内部での検討や他機関とも調整することがあった。年未詳七一九条は、その

末尾に「問注所返答 執筆長田」との文言があり、問注所内での検討結果を報告した文書である。<sup>(7)</sup> また永仁三(一二九五)年に、執権北条貞時より「無足訴訟人衣食事」を定めるよう指示が出された際には、問注所と政所の両組織が連携し案の調整を行っていた。<sup>(8)</sup>

評定に提出される資料の作成に関与していたのは、『鏡』の記事中から拾い上げると、奉行人や評定衆(仁治元(一二四〇)年閏十月五日条)の他にも、在序(寛喜三(一二三二)年四月二十日条)・陰陽師(元仁元(一二三二)年三月十八日条)・諸道(康元元(一二五六)年七月二十六日条)・有識(嘉禎元(一二三五)年六月三十日条)・天文道(仁治二年二月十六日条)・法家(建長五年(一二五三)二月二十五日条)などが認められる。<sup>(9)</sup>

このような人々が作成し評定に提出された文書は「申状」の他にも、幕府内の職位などに応じ、『鏡』の中には様々な名称で記されている。例えば、「注進状」(文治三(一一八七)年四月二十九日条)、「勘状」(寛喜三年四月二十日条)、「意見状」(同三年十月二十七日条)、「勘例」(宝治元(一二四七)年九月十一日条)、「勘文」(建長四年二月二十八日条など)、「御返事」(建長五年二月二十五日条)などがある。評定では、担当奉行自らが作成した原案や必要に応じ提出された文書などを参考資料として、審議を進めていた。本節では、この中にも登場する「意見(状)」<sup>(10)</sup>の語に注目し、検討していきたい。

『鏡』の記事中に「意見」或いは「意見状」の語が、二三例みられる(表一参照。以下表中の番号で記す)。この内三例は朝廷内での使用例なので除き、一方で⑬に二ヶ所記されており、幕府関係としては計二〇例となる。なお評定と両語との関わりを追うという目的から、主として承久の乱後を対象とする。<sup>(11)</sup>

表一を参照すると、評定での使用が明確なのは一一例となる(⑤)⑦、⑨)⑪、⑬)⑰)⑱)⑲)⑳)。例外となりそう

なのに⑧・⑫・⑭・⑮・⑯があり、まずこの五例に触れておきたい。⑧には「西刻大地震。左近將監親實爲奉行、連々地震事被驚思食、云善政篇目、云御祈禱事、可進意見之由、被仰諸道」との文言があり、「諸道」からの「意見」が提出されたならば、当然評定にかけられたであろう。また⑫は著名な結城朝政の評定衆辞退の弁であるが、「短慮迷易、不弁是非之間、無所于欲献意見」しと記されており、評定衆の職務は「献意見」ずることにあるとの認識が示されていた。そこでこの二例も評定に関連する史料として検討対象に含める。⑭は「評定之次」と記さ

## 「意見」一覧

内容
佐竹攻めにつき意見
中原仲業、弓馬など故実の意見を記す
大江広元、泰時に意見を尋ねる
乱への対応策、「意見区分」
御所地選定につき「人々意見區々」
訴訟裁断につき三浦義村の発言
謀反人の処分についての意見
善政策などの意見を求む
雷事につき「意見区分」
法花堂火災につき「各意見状」
五大堂地の2案につき「意見区分」
評定衆辞退の理由としての意見
洛中群盜対策につき「意見雖区分」
射手の似絵対象者について
政変への意見
「内々」に前將軍九条頼經の手紙への対応を問う
山城国悪徒蜂起への意見
僧の人事につき「人々意見」
宗尊室の産所などについて

れていることから明らかとなるように、評定後に開かれた小侍所別当北条実時を中心とした同所関係者によると思われる議定での使用例となる。⑮は寛元の政変をめぐり開かれた寄合における発言を指しており、また⑯は前將軍九条頼經からの書状への対応を、執権北条時頼が「内々被問人々意見」れたことを示す記事である。このように⑭～⑯の三例は、評定とは直接結びつかないため、一旦考察対象から外すことにしたい。

初めに「意見」の語が使用される状況

【表一】『鏡』における

番号	年月日	場	発言（者）
①	治承4 (1180)・11・5	軍議?	老軍 (広常)
②	建久5 (1194)・10・9	小山朝政家	「弓馬堪能等」
③	正治2 (1200)・4・10	北条泰時邸?	泰時
④	承久3 (1221)・5・19	評議	義時以下
⑤	嘉祿1 (1225)・10・19	評議?	北条時房以下
⑥	2・10・9	評議	三浦義村
⑦	安貞1 (1227)・3・19	評議	評定衆?
⑧	1・11・6	評議?	諸道
⑨	寛喜2 (1230)・6・14	評議	評定衆
⑩	3・10・27	評議	(伊賀光西・佐藤業時)
⑪	嘉禎1 (1235)・2・4	評議	評定衆
⑫	1・閏6・3		結城朝光
⑬	仁治1 (1241)・11・29	評定	評定衆
⑭	2・11・27	小侍所?	実時ら
⑮	寛元4 (1246)・6・10	寄合	三浦泰村
⑯	4・12・12	?	「人々」
⑰	宝治2 (1248)・10・27	「其沙汰」	評定衆?
⑱	正嘉1 (1257)・8・21	評議	評定衆
⑲	弘長3 (1263)・12・24	「御沙汰」	陰陽師、北条政村

朝廷内の事例である下記三例は表から除外した。

元暦1 (1184)・2・11条、文治1 (1185)・11・10条、宝治1・9・11条

からみていこう。内容的に政務関係とすべきなのが九例ある(⑤・⑦・⑪・⑬・⑰・⑱)。⑥は唯一訴訟裁断の際の使用例となる。記事中には、「泰貞竊廻評定所之後、窺評議之趣、駿州者申家重得理意見之由、訴申之」すとの文言があり、評定衆三浦義村の発言即ち訴訟判断を、「意見」と記す。後代の史料とはなるが、『沙汰未練書』の「評定沙汰事」には、「五方引付頭人衆中、皆參之時、於評定所有其沙汰。先以孔子定意見之次第。(中略)向御前引付勘録事書ヲ讀上(中略)、讀申後、守孔子次第、面々有御意見(割注略)りと記されている。評定沙汰では、冒頭で発言順(「意見之次第」)を孔子で決めておき、担当引付が判決草案となる引付勘録事書を読み上げた後に、評定衆は先

に定めた順に従い「御意見」を述べることになっていた。⑥でみたような評定衆個々人の訴訟判断を示す発言を「意見」と称することは、数少ない史料からではあるが、後期に至るまで継承されたとみたい。

同史料中の評定沙汰は、いわゆる引付評定を指すが、これを一般政務などに関わる式評定<sup>15</sup>についても敷衍できることは、表一中より読み取れる。さらに『建治三年記<sup>16</sup>』（一二七七年）七月二十三日条の「諏方左衛門入道相觸云、駿州若一之意見有御免、可存其旨」しとの文言からも明らかとなる。また評定衆の考えが分れた時には、「意見区分」などと表わしている。このように評定衆の発言を、「意見」と称していたと捉えてよいであろう。この点は前述した結城朝光の評定衆辞退に際しての弁解にも示されている<sup>(12)</sup>。

では評定の場で「意見」を述べるのは、評定衆に限定されるのであろうか。⑩によると担当奉行人が「意見状」を提出していたことから、彼らの発言もまた「意見」と見做していたと推断される。さらに⑧は「諸道」からの政策提言を指している例であり、⑨によると陰陽師の発言も「意見」と称された。これらを踏まえると、評定の構成メンバーである評定衆は当然として、奉行人以下その場における参加者の発言も、「意見」と呼ばれていたといえよう。但し⑨の北条政村は当時連署の地位に就いていたことも考慮すると、さらに広げて身分や職分を問わず、評定での発言自体を「意見」と称していた可能性が高い<sup>17</sup>。

さて評定には議題に合わせ、既述したように、様々な文書が参考資料として提出されていた。その中に「意見状」が含まれていた。そこで次に「意見状」の検討に移りたい。『鏡』寛喜三年十月二十七日条<sup>(10)</sup>が、その唯一の例となる。記事には、

相州・武州參評定所給。攝津守師員（以下六名略）玄蕃允康連等出仕。式部大夫入道光西・相摸大掾業時、

執申法花堂并本尊災事、縦雖爲理運火災、於關東尤可怖畏思食之由、各進意見狀。同造營事、被經評定處（中略）有御助成可仰寺家之旨議定云々。

と記されている。「各進意見狀」すとは、この日の評定の担当奉行人である光西（藤原光宗）と（佐藤）業時<sup>18</sup>が、それぞれ一通ずつ用意してきた書面（『鏡』によると議題となっていた法華堂などの火災発生は同月二十五日）を指している。記事では同寺院の焼失が幕府に及ぼす影響に関わる解釈のみを記す。しかし記事中の評定衆の発言内容と審議結果に加え、評定における奉行人たる者の本来的役割が対応策の提案（草案の提示）にあったことを考慮するならば、両者の意見状の中ではさらに焼失した堂舎の再建問題についても触れられていたはずである。それはともかくとして、二人からの意見状を参考資料に、評議が進められていたことが明らかとなる<sup>19</sup>。

また意見状に関連するかに思われるのが、『鏡』同二年六月十四日条（<sup>9</sup>）である。ここには、

相州・武州被參御所、着西廊給。助教師員（以下四名略）彈正忠季氏等候其砌。依去九日雷事、可令避御所給否、將又被行御占、就吉凶宜有御進退否事、及評議。意見區分。季氏申云（後略）。

との記述がある。評定では、九日に起きた「雷事」への対応として、將軍は御所を退去すべきか否かについて、(a)評定衆のみで判断するのか、或いは(b)吉凶を占いその結果を待つて決めるといふ、二つの案をめぐる審議していた。清原季氏は嘉禎二（一二三六）年に至り評定衆に加わった人物<sup>20</sup>であり、この場における彼の役割は担当奉行と判断される。

後略とした記事には季氏と五名の評定衆それぞれの発言内容が記されており、その記載の仕方からは六名を同格に扱っているかにみえる。しかしながら季氏のみは、奉行人として参加していたはずである。また評定衆達の

「意見」内容の冒頭に置かれた彼の発言内容をみると、先例は「不分明」としつつ、(b)の占いで決すべしと提言し、(a)については朝廷の例を引き合いに出し、即退去を否定する説明を行っていた。次の発言者として記されている行西（二階堂行村）以下評定衆らは、季氏の案を受け止めたうえで論を展開している。季氏に関するこの記事は、評議を先導するために、彼が作成・提出していたであろう文書即ち「意見状」の趣意が記されている部分と考えられる。<sup>21)</sup>

「意見状」に関連して、評定からは離れるが、ここで御成敗式目の制定に関する植木直一郎氏の説を参照したい。植木氏は式目の制定過程について、まず「多数者の意見の提出、討議、評定を経」て事書を確定し、次いで三善倫重・齋藤長定・佐藤業時に「規定条文の起草を行わしめ」、最終的に三善康連・円全が整えたと指摘していた。

その第一段階の根拠として、氏は「新追」中の「五十一ヶ條事、兼日十三人下給目錄、獻意見状、定式目事畢、外記大夫倫重、兵衛入道兼、  
園、佐藤内業時、下給事書」との記述をあげた。<sup>22)</sup>史料中の「獻意見状」ずの文言に注目したい。ここには式目の事書を定めるにあたり、諮問者である北条泰時に対し、「意見状」が提出されていたことが示されている。また『關東御式目』<sup>24)</sup>には、

（清原教隆、法橋円全、矢野倫重、太田康連、佐藤業時、齋藤長定）已上六人。武州禪門御時兼日下給條々篇目。於私宅注所存綴文章、後日持參其草、用捨治定之後、被部類五十一箇條云々。

と記されている。「兼日下給條々篇目」うの「條々篇目」を事書と解するならば、六名による式目各条の事実書を作成するにあたり自邸で草案を作成し、議定にその案を持ち寄っていたことを意味する。両史料とも後代に成立したものであり、且つ後者の人名中の清原教隆が誤りであることは明白である。しかしながら編纂過程に関する

記述そのものは、大筋で承認されている。<sup>(25)</sup> 後者の「其草」と前者の史料中における「意見状」とは、同じ性格を持つ文書としてよからう。諮問を受けた担当奉行人は、自邸などで答申内容を文章化し「意見状」を作成して評定に臨み、先にみた『沙汰未練書』中の「讀申」の語にも表されているように、読み上げつつ提案内容に説明を加えていたのであろう。

## 第二節 鎌倉幕府後期の「意見(状)」

鎌倉幕府における「意見(状)」について、『鏡』が途切れる文永四(一二六七)年以降も確認しておきたい。『建治三年記』(一二七七年)七月十二日条には、「山門事昨日人意見并使節事下野備中辭退之趣、披露了。御免」との記事がある。同書八日条によると執権北条時宗は、諏訪左衛門入道真性を通して、記主である評定衆・問注所執事の三善康有に対し、西園寺実兼からの書状について「忿可令申沙汰之由」を指示していた。二日後康有は実兼の書状内容を確認し、この日「昨日人意見」など二件を時宗に上申したのである。この間の動きから推測すると康有は、実兼が伝達してきた延暦寺内での出来事に対し幕府が取るべき策を「人」に尋ね、また自身の「意見」も加えながら、時宗に伝えていたと思われる。<sup>(26)</sup>

次に『永仁三年記』<sup>(27)</sup>(一二九五年)六月二十六日条をみたい。この日は評定終了後に寄合が開かれたが、その議題は「常住院僧正坊被申桂園院并新熊野權校職事」であった。この問題については、同書二十二日条に「可申沙汰之由、以豊州被仰下畢」と記されていたことから明らかとなるように、記主太田時連は、寄合の参加者である豊州II矢野倫景から、「申沙汰」せよとの指示を受けた。二十六日条によると寄合の奉行は長井宗秀と二階堂行

藤であり、また時連は出席者中に自らの名を記していない。同書が各会議の出席者を詳細に記録していたことを考慮すると、彼は寄合の構成員ではなかったであろう。しかし会議の冒頭で「申沙汰」し、記事の末尾には「同沙汰畢。時連被召意見之間、申所存畢」との文言がある。時連が「申沙汰」するため準備してきた案を受けて、二人の奉行人により審議は進められ、その間にも時連は「意見」を求められていた。『鏡』の記事中にもみられたように(15)、寄合での発言が、「意見」と称された例ともなる。

管見の限りでは、この他記録類からは「意見」に関する史料を見つけ得なかった。しかしながら『金沢文庫文書』中の「金沢貞顕書状」には、幾つか残されている。嘉暦四(一二三九)年七月二十六日と推測されている書状中には、「意見」の語が二ヶ所に記されている。まずは「今日相州并愚老二意見を被訪候て、明日廿七日可有御沙汰之由承候」との文言である。相州は執権赤橋守時、愚老は前執権の貞顕を指しているが、同年に起きた皇位継承問題について、両者が諮問を受けていたことが判明する。二人の「意見」は、翌日の「御沙汰」の場で披露されたのであろう。さらに同文書によると、安達時顕もこの時諮問の対象者となっていた。また元徳元(一二三九)年十二月二十二日書状では、「被訪意見候之間、皆可存御免之由、申所存候了」とある。摂津高親が奉行となり六波羅探題の人事に関する議定を進めるために、前もって貞顕に意見を求めていたことが明らかとなる。『金沢文庫文書』からは、議定の場での発言を直接指す例は見出せず、そこを前提にした在宅諮問のような形で徴取が行われており、その答申に対し「意見」の語が使用されていた。乏しい史料からではあるが、議定との関わりで、「意見」の語は鎌倉末期に至るまで使われていたと考えたい。

幕府では、評定を始めとして寄合や小侍所なども含め議定における発言を、身分を問わず「意見」の語で表し

ていた。時期が下ると諮問に対する口頭での答申もまた、審議を進行していくうえで判断材料という意味で、同じく「意見」と称していたと思われる。このように捉えたうえで、本稿では議定に提出されていた担当奉行や組織などが作成した各種の文書を広く「意見状」の語で把握したい<sup>32)</sup>。

## 第二章 弘長新制の諸問題

### 第一節 弘長新制「傍書」再考

弘長新制は、「近條」のみ全条文六一ヶ条を収載する。その内の二〇ヶ条に傍書<sup>33)</sup>が記されている。これは、三三九条の「同年同人」など意味不明瞭なものを含め、また連名で記されている三ヶ条をそれぞれ一ヶ所として数え、と、事書一九ヶ所及び事実書の二五ヶ所に付される。事実書のみというのは三六四条に限られる。過差規制関係の条文である三ヶ条（三六〇・三六五・三六七各条）では、事書に加えて事実書にもある。事書における傍書の形態は、「年号+奉行（人）+人名又は機関名」は五ヶ条（三六六条を含む）、「年号+人名又は機関名」が七ヶ条（三六六条を除く）、その他七ヶ条と分類される（表二参照）。「奉行（人）」の語が付されるのは、事書に限られている。

傍書の信頼性に関わる点を、表三をもとに触れておきたい。まずは傍書に記されている人名についてである。ここには法名と俗名が混在していた。この内行仏については、『鏡』に登場せず不詳とせざるを得ないので除き、残る九名を検討する。法名で記される行一（二階堂行忠）・行願（二階堂行綱）・光蓮（小野澤仲実）・蓮仏（諏訪

盛重)の四名は、弘長元(一二六一)年の時点で出家者と確認できる。<sup>(31)</sup>

対して大曾欄長泰・武藤景頼・二階堂行方・後藤基政・安東光成の五名は俗名で記されていた。そして彼らの出家が翌年以降になることは確実である。長泰は弘長二年死亡した<sup>(35)</sup>が、同年の『關東評定衆傳』の尻付に法名は記されていない。同書は出家者に法名を必ず付記しており、少なくとも元年中の出家はありえない。景頼は同三年に、また行方は翌文永元年にそれぞれ出家していた。<sup>(36)</sup>基政は弘長三年六月に六波羅評定衆に就任し上洛しており、元年時点での在俗は確実である。<sup>(37)</sup>なお光成については、『鏡』同元年正月四日条に「安東左衛門尉光成」と俗名で登場し、同書中での最後の記載となる同三年十月二十日条における名乗りも「安東左衛門尉」のままであった。<sup>(38)</sup>

このように俗名で記されている人物は、弘長元年時点では全員在俗していたことになる。法名の人物を含め、傍書の人名は同年における通称で記されていたのであり、新制発布時点における僧俗の別を正確に示していた。ここには傍書を付した人物による、人名の意識的な書き分けを読み取ることができる。なかでも注目したいのが景頼である。前述のように、彼は新制発布の翌々年に出家を遂げた。

【表二】 傍書の類型

	事書	事実書	計
年号+奉行(人) +人名(組織名)	5		5
年号+ 人名(組織名)	7	16	23
奉行(人) +人名(組織名)	2		2
年号+「同」	1	4	5
「同」 +人名(組織名)	1	1	2
年号のみ	1	1	2
人名のみ	1	3	4
「同年同人」	1		1
(計)	19	25	44

\*366条については、「新追」・「式追」の傍書により、年号+奉行+人名(組織名)に含めた。

すると後代になって元年における僧俗の区別を一人一人わざわざ確認したうえで、付記したということは考えにくいだろう。即ち傍書が付加されたのは、弘長元年の発布直後から景頼の出家以前となる同三年十一月までに限定することが可能となり、発布後の程ない時期に記されたと推定される<sup>(39)</sup>。従って伝写を重ねたことによる脱漏などを考慮しなければならぬとはいえず、傍書自体の信憑性は高いと判断し、本稿の基礎とする。

さて傍書の解釈については、主に三説が提起されている。佐藤進一氏は、「この年號は同一の規定が他の時期にも発布せられたことを示すものであり、人名、役所名はその時々におけるその条項擔當の奉行人乃至奉行機關を示す」と指摘した<sup>(40)</sup>。これに対して網野善彦氏は、佐藤氏の後半の理解には矛盾があるとして、人名などは弘長新制の制定作業中の条項担当者を目指す可能性を説き、佐藤説を批判した<sup>(41)</sup>。また岡邦信氏は、立案者か或いは施行者なのかはつきりしないとしつつも、施行者としての面を重んじる見解を打ち出した<sup>(42)</sup>。三者は、「奉行(人)」の語を重視した解釈で共通しており、この語にとらわれているともいえるのではなからうか。というのは「奉行」の語が付されているのは、事書一九ヶ条中七ヶ条に過ぎない。途中欠落した可能性が高いのは承知しているが、この語を含まない傍書のほうが多数を占めていることを無視できまい<sup>(43)</sup>。また事実書の中に記された傍書にも注意を払わなければならないだろう。

そこで先に事実書中の傍書に触れておきたい。過差関係条文には多数の傍書が残されている。過差禁制という法令の性格上、公家新制<sup>(44)</sup>をみるまでもなく、規制項目を具体的かつ詳細に列挙する必要性があり、法文は量的にも多くならざるを得ないからである。特に弘長新制の三六四条「物具事」と三六五条「衣裳事」の両条の事実書中には、連続して傍書が記される項目がある。例えば三六五条中では、

年新制の傍書

年次不詳	備考
○64に2カ所 ◎44(仏事)は奉行人	二階堂行忠、21~90、56出家、57引付衆、64評定衆、83政所執事
	大曾禰氏、21~62、49引付衆
	二階堂行綱、16~81、56出家、49引付衆、64評定衆、69政所執事
○65	武藤氏、05~67、63出家、49引付衆、59評定衆。50御所奉行
	二階堂氏、06~67、64出家、49引付衆、59評定衆
○64・◎78(児任官)	後藤氏、14~67、57引付衆、63六波羅評定衆
	光蓮は小野澤仲実、ともに(鎌倉)地奉行。
	蓮仏は諏訪盛重(46年出家)、光成は安東氏、行仏は不詳。
◎40(的立)	64条は「建長行一」と並列。
◎70(長夫)	66条…式追・新追は事書の下とす。執事は二階堂行泰
	執事は三善康宗

- (a) 「唐織物衣小袖」に「延應景頼」、次  
 行の「又繡物」に「延應侍所」、  
 (b) 「上下諸人小袖」に「弘長同」、次行  
 の「茜裏小袖」に「延應行願」、  
 (c) 「上下諸人直垂」に「建長行願」、次  
 行の「絹木蘭地并絹直垂」に「延應同」、  
 などがある。過差関係条文の事実書は、規  
 制項目ごとに、いわば箇条書きのような体  
 裁を取る。中でも(b)と(c)は、傍書のない一  
 行を間に挟み連続していた。すると(b)の  
 「弘長同」以下各行の傍書というのは、それ  
 が付されたそれぞれ一行分の規制に限定し  
 何らかの関連を持っていたことになる。ま  
 た同条の事実書の前半部は主として正月以  
 降季節ごとの行事を対象にした過差規制と  
 なっている。その中に「七月七日不可改裝  
 束。中下臈不可着二重。二重綾并織物唐織

【表三】 弘長元

	延応	建長	正嘉	文応	弘長
行一	◎48(鷹狩)	○64(物具、2カ所)			○64
長泰	○60(造作)			◎60	
行願	○64・65(衣裳)	○65			
景頼	○64・65	○65			○65
行方	◎65・76(群飲)・77(僧坊)、○67(従類)				◎67、○67
基政					
基政・光蓮	◎94(博奕)				
蓮仏・光成・行仏		◎93(人勾引など)	◎90(迎賀)		
侍所	○65			○64・67	○64
政所				◎46(仏事)	◎66(短狭)
問注所執事					◎49

◎…事書、○…事実書 文字囲…「奉行」の語あり

弘長新制の追加法番号は全て300番台。上一桁の「3」は省いた。また事書は簡略化し、また時代の若い年号に記した。

備考欄の生没年・出家年・職の就任年については、1200年代の「12」の上フタ桁を省いた。また上記の表に記し得なかった傍書として下記のものがある(同じく「3」は省く)。

39条…事書「同年同人」、

55条…事書に「文応」のみ→「枝抄」は事実書の下に(『中法資』補1条参照)

65条…事実書に「建長同」・「弘長同」(2カ所)・「延応同」

67条…事実書に「正嘉」のみ、69条…事書「文応同」、

物衣小袖織生袴者、雖上臈非別仰之外、一向停之」との項があり、途中の「唐織物」の語には「延應景頼」との傍書がある<sup>(a)</sup>。これは彼が、唐織物のみか或いはそれ以降末尾までの禁制に関与していたことを表す。この法文は、七夕における規制の原則をまず示し、その後に禁止項目を列挙している。この傍書をもとにすると前半部の規制は、景頼とは関わりなく定められていたことを示す。とするならば景頼がこの項目に対していかなる役割を果たしていたのかを明らかにする必要がでてくるだろう。このように事実書中の多数の傍書を含めた考察を行うことによって、傍書全体の意味を理解することが可能になる。本稿では、このような視点に立ち検討していく。

拙稿は、佐藤説に従い、幕府が各年号時

に発布していた関東新制には、傍書された各項目がそのまま条文として規定されていたと即断し、私見を展開した<sup>(46)</sup>。しかしその後佐藤氏の「条項擔當の」奉行とする点に、不明瞭さが残されていることに気付かされた。というのは条項を担当するとは、そもそもいかなる意味を持っていたのか、また当時しばしば多義的に使用されていた「奉行」の語<sup>(47)</sup>について、佐藤氏がいかなる解釈をしているのかなどが、この説明では判然と思われからである。

そこでまずは、傍書中の人名と機関名をいかに解釈するかという問題からみていきたい。傍書された人・組織が、弘長新制と何らかの関わりを持っていたことを前提にすると、立法から施行までのいかなる段階に関与していたのだろうか。前章で触れた笠松説などをもとにその過程を示すと、

- ① 法文（草案）の提案者（機関）
- ② 法文制定の主導者（機関）
- ③ 施行文書の作成者（機関）
- ④ 施行責任者（機関）

という、四段階が推測される。

そこで②から検討したい。『鏡』弘長元年二月二十九日条によると、傍書に登場する後藤基政と小野澤仲実（光蓮）の二人は、九ヶ条を「奉行」していた。この内八ヶ条については、弘長新制条文中において両者の関わりを示す傍書が記されていない。例えば彼らが奉行した「鷹狩神社供祭外可令停止事」は、三四八条「鷹狩事」として規定されたが、ここには「延應奉行一」とある。同じく「長夫事」<sup>(48)</sup>は、三七〇条に相当するが、ここには「同

政所」との傍書になっていた。すると二人が「奉行」した条項と傍書との間に、関連性を認めるわけにはいかなかったらう。<sup>(49)</sup> また過差関係には、事書・事実書ともに傍書が記されている条文があり、ここでは事実書中に同一の年号でありながら、複数の人名や機関名が付されていた。<sup>(50)</sup> ②説に立つならば、事実書中の項については一括してではなく、規制項目ごとに分離し、それぞれ異なる場で立法されたという、不自然な解釈を取らざるを得ない。<sup>(51)</sup> この点からも傍書された人物や機関を法制定主導者とみることが困難となる。

次に施行文書の作成に関与したとみる③の説はどうであろうか。これについても②で述べたように、過差に関する事実書中の詳細な法文を施行するために、傍書された人物（機関）が担当項目ごとにそれぞれ分け、規制対象となる組織などに個別に伝達していたとせざるを得ないこととなり、これも考えにくいであろう。

施行責任者（機関）とする④を検討するにあたっては、まず三六四条「物具事」の事実書を取りあげたい。この中の「羽事」には、「文應侍所」と「建長行一」という二重の傍書が付されていた。この規定を執行するに際し、建長で政所（吏僚）系の行一が、そして文応では侍所が担当していたこととなる。幕府内における役職或いは位置付けの異なる人物と機関が、発布時期が異なる新制とはいえ、同一内容の禁制の施行を担当していたことになってしまう。また三六七条「従類員數事」にも注目したい。同条の事書に「弘長行方」とあり、事実書中にも全く同じ傍書が記されている。このことは同一人物が同一年号で、法文全体に加え多数の規制項目が列記されている事実書の中から一項目を取り出して、それぞれの施行責任者になることにつながるだろう。<sup>(52)</sup> ④と解することにより生じる矛盾となる。そしてこの傍書からは、②及び③の各説についても、④と同様に成立し難いことが示される。

そこで傍書の解釈について私見は、残る①の法文の提案者と捉える。前章で検討した「意見状」という視点を導入して、傍書された人名と機関名は、それぞれ各年号の時点における、その項目の提案者（機関）とみる。<sup>53</sup>但し法文の草案というよりも、もう一つ前の段階を想定したい。

関東新制発布の背景には、直接的な要因に基づき必要に迫られて立法される一般的な法令とは異なり、朝廷と同様に、徳政という視점에立って幕府の政策そのものの全面的な見直しを意図した、いわば政治改革という面があった。そのため慎重な制定作業が求められたはずである。また傍書の各年号は幕府の関東新制発布年と一致していた。<sup>54</sup>このことは各新制の制定にあたって、その度に前もって一部吏僚と機関に対し、新制条文に相応しい項目を「意見状」として提出させ、それを制定作業を行う中で取捨選択していたのではあるまいか。弘長新制の制定にあたって、以前からの関東新制条文を勿論参照していたであろうが、さらに各新制の制定に際し提出されたその時々「意見状」もまた参考資料となっていたことを、傍書は意味しているのである。<sup>55</sup>このように解することによって、②④で触れてきた様々な疑問点も解消されるだろう。即ち弘長新制に付記されていた傍書は、各時期に提出された「意見状」の痕跡と解釈したい。

## 第二節 弘長新制と「意見状」

ここで「意見状」の提言内容に触れておきたい（表三参照）。まず二階堂行方を取りあげる。彼は、延応の年号とともに、三六五条「衣裳事」・三七六条「可禁制群飲事」・三七七条「可禁斷僧坊酒宴并魚鳥會事」という三ヶ条の事書、及び三六七条「従類員數事」の事実書中にその名が記されている。<sup>56</sup>彼が延応新制の制定に際し、少なく

ともこの四ヶ条に関わる提案を行っていたことを示す。主として過差・御家人・寺院関係の禁止規定に関わっていたこととなる。侍所は文応の年号で二ヶ所、弘長で一ヶ所の計三ヶ条に関与していた。同所の名が記されている三四〇条「放生會的立役事」などの幕府内行事に参加する御家人に関連する項目や、三六四条事實書中の「行騰」・「羽事」にみる郎などへの規制は、侍所からの提言らしい項目となっている。

次は得宗被官人とすべき蓮仏・光成・行仏の三名についてである。蓮仏らが携わったとされるのは、三九〇条「可停止鎌倉中迎買事」と三九三条「可令禁斷人勾引并人賣事」の二ヶ条である。前者については、延応二（一二四〇）年二月二日一二九条において、「迎買」とは逆の行為となる「押買」が鎌倉市中を対象に禁止され、保奉行人に取り締まるよう指示が出されていた<sup>57</sup>。また人身売買を禁ずる後者についても、年不詳の七三六条「侍所、政所、勾引人、々賣事」<sup>58</sup>があり、政所とともに侍所に対し、禁令違反者への処罰が指示されていた。三九三条は鎌倉市中と諸国とに分け、市中については保奉行人を取締り担当者とする。従って三九〇・三九三両条はともに膝下法というべき性格を持つ点で共通する。侍所との関係が深い得宗被官人にとっては、職務と密接に関わる項目といえる<sup>59</sup>。このように組織は、職務内容を踏まえた提言を行っていたと解することができる。対して個人は、行方の例にみるように、各人それぞれの視点から多様な提案となっていたであろう<sup>60</sup>ことが推測される。

ではなぜ延応の年号から記されているのであろうか。ここで想起したいのは、延応二年の関東新制こそが、幕府が独自に制定・発布した最初のものだったことである。新制の制定という初の試みを成功させるために、個人や機関に対し、条項や条文内容に関する諮問が行われたと推測される。ここには朝廷内においても、廷臣からの「意見」をもとに新制の制定作業が行われていたことを参照すべきであろう（次章第二節参照）。

次に傍書中の文応と弘長の両年号についてみていきたい。文応の年号は龜山天皇即位に伴う代始改元であり（元年四月）、翌年二月には早くも同年が辛酉年であることを理由に弘長と改元<sup>(61)</sup>しており、一年にも満たない年号であった。弘長新制は改元直後に発布されており、他方で文応の年号に基づく関東新制は確認できない。では傍書中にこの二つの年号が付されている意味は奈辺にあるのだろうか。<sup>(62)</sup>仮に「意見状」に日付が記されていたとすれば、弘長の年号が付されているものについては、改元の日程を考慮すると「文應二年」となっていたはずであり、傍書では「弘長」の年号にあえて書き換えていたことになるだろう。表三を参照すると、傍書に登場する個人名は二つの年号の内どちらかに限られるのに対し、問注所を除く侍所・政所の二つの機関には両方の年号が付されていた。このことを押さえるならば、機関は文応元年中に諮問を受け、政所・侍所の両組織はそれに応えて、一旦「意見状」を提出したと推測する。侍所との傍書が二ヶ所付されている三六四条「物具事」をみたい。事実書には「行騰」項に弘長、そして「羽」項には文応と記されている。これは上申の時期に違いがあることを意味している。いかなる理由によるのか不明とせざるを得ないが、同所が文応元年中に提出した意見状に対し、その後幕府上層部から追加や補充を求められ、それに応じ再提出していたことが、弘長の年号につながったと考えたい。<sup>(63)</sup>関連して人名もみていくと、文応の年号で長泰一人、弘長では行一・景頼・行方の名が記されている。個人に対する諮問も、やはり文応元年中に行われ（或いは機関への指示と同時という可能性もある）、これに長泰のみ同年中に提出し終えたが、他の人びとは文応二年＝弘長元年に入ってから差し出していたことを示すと思われる。次に傍書に登場する十名について、再び行仏を除き、彼らの地位などを確認しておきたい。行一・行願兄弟は、政所執事二階堂行盛の子であり、後には兩人ともその地位に就いた。<sup>(64)</sup>行方は、同じく二階堂氏を出自とするが二

人とは異なる系統の行村の子で、御所奉行に就任<sup>(65)</sup>していた。この三名は、政所と関係の深い吏僚と位置付けられる。長泰は安達一族を出自とし、その子孫も彼と同様に引付衆に就くなど、やはり吏僚としての活動が認められる。景頼は九条頼経から宗尊親王に至るまで將軍側近の一人であり、行方とともに御所奉行に就いていた<sup>(66)</sup>。また基政は評定衆後藤基綱の子で弘長時点では地奉行であり、網野氏は、この地位には政所系の人物が就任したと指摘する<sup>(67)</sup>。このように傍書されているのは、政所系の吏僚といふべき人々によって占められていた。

ここで彼ら六名の幕府内における地位の変遷と傍書中の年号とを対応させたい。新制発布との関係を重視し、延応は同二年・建長は同五（一二五三）年・文応と弘長はそれぞれ元年に着目することにして、得宗被官人の名みの正嘉（一二五七・五七年）は除外する。延応二年では全員地位的には奉行人クラスといえる。建長五年になり、行方・長泰・景頼の三名は引付衆に就任していた。文応及び弘長に至り、行方・景頼は評定衆に進み、残る四名は引付衆に在任となる。「意見状」提出者の地位としては、奉行人から評定衆までの人物達といえる<sup>(68)</sup>。また光蓮・蓮仏・安東光成の三名は得宗被官中の有力者として知られているが、この内光蓮については基政とともに地奉行、蓮仏と光成は侍所にも関与していた人物である<sup>(69)</sup>。

この間行一・景頼の二名は、連続して新制の制定に関わっていたことになる。行方は建長には認められないが、一方で最も多く記されていた。延応に登場する六名の内基政を除くと、意見状の提出者には、継続性が認められる<sup>(70)</sup>。なお蓮仏以下の三名も建長・正嘉と連続していた。このように人名を辿ると、意見状提出者には、固定化という傾向を窺うことができるのかもしれない。

### 第三節 『吾妻鏡』 弘長元年二月二十九日条の再検討

弘長新制の制定の様相を示す主たる史料として、『鏡』弘長元（一二六二）年二月二十九日条がある。そこには、關東御分寺社、殊可興行仏神事之由、日來有其沙汰。今日被始行之。（五ヶ条略）又關東禊候諸人、家屋之營作、出仕之行粧以下事、可令停止過差之由、被定之云々。此外嚴制數ヶ條也。後藤壹岐前司基政・小野澤左近入道光蓮等爲奉行。

との記事がある。新制条文の制定にあたり、（一）神仏事関係、（二）過差禁制関係、（三）その他の条文に分け審議を進めていた。佐藤氏はこの記事を、最終決定の場である評定会議と理解した。<sup>(7)</sup>筆者もまた拙稿において、（一）は評定、（二）は御所奉行の行方・景頼を中心とした政所系職員、そして（三）については地奉行の基政・光蓮らが担当したと推測した。しかし（一）については失考であった。改めてここで検討したい。

（一）からは、神仏事関連の条文をある程度まとめて審議していたことが明らかとなる。弘長新制の冒頭に位置する三三七条・三三八条は、史料の引用を省略した五ヶ条中に記される「諸社神事勤行事」と「可修造本社事」に対応している。しかし新制条文ではそれぞれ「可如法勤行諸社神事等事」・「可令有封社司修造本社事」と事書が改められていた（なおこの二ヶ条の各事実書はともにほぼ同文）。神仏事関係の条文は公家新制においても必ず初めに置かれてきた。例えば寛喜三（一二三二）年十一月三日公家新制<sup>(8)</sup>でいえば、その第一条と第三条に相当する。先のように改変されたことよって、三三八条は同公家新制の第三条の事書と完全に同文となり、三三七条では一部文言が欠けているものの同第一条とほぼ事書が一致することになった。このように公家新制の法文を強く意識した修正が行われた。（一）に含まれる他の三ヶ条については、弘長新制と事書がほぼ一致するのに対し、

このように大きな変更が施されたのは、なぜなのだろうか。またこの記事によると、(一)の議定では三四五条「佛事間事」も審議対象となっていた。この条項が神仏事に関連するのは確かであるが、事実書のみならずその付設規定ともいべき条文であった。<sup>(23)</sup> というのは同条は御家人等に対し、仏事の際の過差停止を指示した法文となっているからである。

ここまでの(一)に関する疑問点をひとまず横に置き、先に(三)をみていこう。後藤基政と小野澤光蓮(仲実)の二人が、九ヶ条を「奉行」していたことは第一節でも触れた。両者が関与した九ヶ条中の冒頭にある「放生會棧敷可用儉約事」は、三六〇条「造作事」ではその事実書中の一項目との扱いとなった。同条は記事中(二)の「家屋之營作」に相当し、この条は他部署が担当してははずである。とすると(三)における二人を中心とした議定とは異なる場において、この項目の位置付けが改められたと考えざるを得ないだろう。これを例証するかに思えるのが、同条事実書の「儉約可止花美也。且非一郭新造之外者、不可充催其用途於百姓等。但可停止過分支配之。放生會棧敷止檜可用杉」しとの文言である。この法文によると、まず規制全体に関わる原則を示し、次いで造作に際しての費用を農民に賦課することの禁止を指示したうえで、棧敷の儉約を規定していた。次項以降では造作時の「私家帳臺」以下室内調度類などの禁止事項を列記していたことからすると、幕府内の一行事に限定したこの規制の法文上の位置には違和感が残る。その理由としては、(三)の議定が意図した事書一ヶ条として立法するという提案が、おそらく評定において否定され、しかし規制自体の必要性は認められたことにより、造作に関連する項目との判断に基づき、三六〇条中の一項目として組み込まれたという経過が推測される。この結果、法文構成上の不自然さが生じたと思われる。

また同条では「止檜可用杉」しと、(三)の記事よりも規制内容を具体的に明示するという改変も行われていた。この点からも二人が「奉行」した議定には、最終決定権はなかったと断定できる。ここでの両者の役割とは、委任された分野に関連した第一次案を取りまとめることにあった<sup>(74)</sup>。従ってこの場で作成された草案は評定に提出され、評定でさらなる審議が行われ法として確定したと思われる<sup>(75)</sup>。

ここで(一)の問題に立ち帰りたい。この場を評定とするならば、記事中与新制法文との相違などの問題が残るとした。そこで(三)で論じてきたように、(二)もまた草案を作成する段階とみるならば、先の疑問は解消できるだろう。幕府内において神仏事を始め諸行事を担当していた政所或いはその関係者による議定と考える。(一)と(三)に関する記事は、草案作成作業の様相を記していたと判断する。これを敷衍するならば、弘長新制の制定作業は、先の史料中にみる三分野のみならず、問注所なども含め職務などを基に分野ごとに幾つかのグループをつくり、草案作成のために会議が行われていたのであろう<sup>(76)</sup>。

### 第三章 「新御式目」と「意見状」

#### 第一節 「新御式目」法令説について

前稿<sup>(77)</sup>において弘安七(一二八四)年五月二十日付の「新式目」は、連署北条業時からの諮問を受け、その答申として提出された二通の上申文書であると指摘した。しかしながら現在に至るまで、依然法令とする見解に立つ論考が多い状況にある。例えば桃崎有一郎氏は、「新式目」について、「数種の追加法集に収載された以上、概ねこ

の内容が法として布達されたと理解されてきたことは間違いない」と評価する。<sup>(78)</sup>確かに追加集の成立後、後代の人々が法と認識していたことは十分あり得るだろう。しかしながらこれを遡及させ、弘安七年時点において既に法と理解していたかという点は、別の問題となるはずである。<sup>(79)</sup>

前稿と重なる点も多いが、本節では「新式目」法令説を再度検証する。まずその条文を簡単に触れておきたい。後半部には過差行為を禁ずる「可被行儉約事」(五二一条)という条項があるが、ここには具体的な禁制項目は記されていない。規制内容が示されるのは、五二一〜五二六条である。例えば「御評定初五日、直垂折烏帽子」(五二二条)、次条に「御的七日、直垂立烏帽子」と記されている。ここは正月行事の評定始と的始を指す。しかしこの文では規制対象者が明示されず、法文としては勿論のこと、仮にその草案であったとしても不十分といわざるをえない。<sup>(80)</sup>同様の例として五二六条「御所女房上臈者二衣、下臈者薄衣」も挙げられる。するとこのような不完全な書法であっても、作成者は相手に伝わると考えていたことになるだろう。ここには差出者と受け取った者両者間の意思の疎通を感じ取るべきであり、法文以前の提案故に許される文体と思われる。

ここで同年十月二十二日に、「御新制」の名称で施行された「儉約事」(五六三条)・「物具事」(五六四條)・「疊事」(五六五條)の三ヶ条を検討したい。その末尾には、「自明年正月可被行」しとの文言があり、正月を意識したものであった。この法は、同年六月十二日発布の関東新制<sup>(81)</sup>と密接な関係があったと考えられる。同新制で規定されていたであろう過差規制に対応するため、近づく正月に向け政所として規制すべき項目を取捨選択していたのではなからうか。この法令と弘長新制の事実書とを対照すると、五六三条は「衣裳事」(三六五條)・五六四條は「物具事」(三六四條)・五六五條は「造作事」(三六〇條)に相当する。そして五六三条は「元三狩衣可用一具」し

として細目を列記するが、三六五条もまた「元三之間、狩衣以一具、可通用也」で始め、規制項目を並べるといふ様式とその内容に類似性がみられる。このように「御新制」は、過去の関東新制の規制内容を継承する面が認められる。ここまで述べてきたことを「新式目」と絡めていえば、「新式目」五一条の「可被行儉約事」或いは四九九条「每物可被用眞實之儉約事」との提言は、六月の新制に過差禁制条文として取り入れられ、その折りに細目まで条項が定められたのであろう。そこで政所は、正月に向けての準備を進めるうえで遵守せねばならない項目を抜き出し、「御新制」として施行したと捉えられよう。<sup>(82)</sup>

さて「新式目」全三八ヶ条をみると事書に相当するであろう項目として、前半部に四九一・四九九・五〇三各条など、後半部でいえば五一〇・五一一・五二〇・五二八各条などがある。他方で過差関係を中心に事実書に相応しい微細なものまでもが取りあげられていた。「新式目」を法令とするならば、この様式のまま発布されていたことになってしまふ。しかしそれでは、「新式目」が大きな政策変更に関わるようなものから細目に至るまで、様々な項目がある意味入り乱れたかのような体裁を取っていることを説明できないであろう。<sup>(83)</sup> 統一性を欠いていることは、「意見状」をもとにした傍書が、事書・事実書双方に記されていたことを思い起こさせるといえよう。また「新式目」は一つ書きで記されたことにより、事実書に相当する文がない。『中法史』収載の他追加法にはみられない形式ということになり、法令とするには極めて不十分といわざるを得ない。このように「新式目」には、意味不明瞭となりかねない条文が存在し、「御新制」が同年の関東新制を受け発令されたと推測できること、事書・事実書それぞれに相当する項目が混在しており、さらには前稿でも指摘したように前半・後半で文体が相違しているなど、法令とみるには多くの疑問が残されている。しかしながらこれを、「意見状」という視点に立って解釈

するならば、これらの疑点は解消できるであろう。

また所謂「弘安德政」の柱の一つに訴訟制度改革がある。ところが「新式目」中では、訴訟関連については「越訴」（五二三条）などの語が散見するのみである。ここにはこの式目＝「意見状」提出者の立場や役職などが反映されていたとみるべきであろう。<sup>(84)</sup>

## 第二節 「意見状」と「新式目」

公家新制の制定作業にも触れておきたい。朝廷には、平安中期以来意見封事の伝統があり、公家新制の制定に際し参考資料となることがあった。鎌倉時代については、奥田環氏により四例が確認されている。<sup>(85)</sup> その最初となる文治三（一一八七）年の意見封事は、『玉葉』で経緯が明らかにするが、この時は諮問された人物より一七通の「意見」が提出されていた。<sup>(86)</sup> また三例目となる文永五（一二六八）年については、『吉統記』に「十二ヶ条意見」、<sup>(87)</sup> 『民経記』には、「十二ヶ条意見」とともに「五个条意見」が記されている。<sup>(88)</sup> このように朝廷では、公家新制の制定にあたり、過去の新制条文の他に、その時々提出された「意見」を参照していた。<sup>(89)</sup>

九条兼実が主導した文治の意見封事は、源頼朝のいわばお墨付きを得て行われていたことに注目したい。というのはこの時、兼実からの「天下政可召諸卿意見事」について、賛同を求められた頼朝は「尤可然之由」を返答していた。<sup>(90)</sup> この折りに頼朝は当然のこととして、重臣達も朝廷内で使用されていた「意見」の語の意味を知った可能性がでてくる。文治三年の「意見」は、建久二（一一九一）年三月の二つの公家新制として結実した。<sup>(91)</sup> その中で頼朝を指し示す条文が存在したことからも明らかとなるように、以降の公家新制は幕府にもその都度伝

達されていた。<sup>(92)</sup>幕府は「意見」と新制制定との関わりを熟知していたと推測できる。そしてこのことは第一章第一節でも引用した『鏡』安貞元（一二二七）年十一月六日条の「云善政篇目、云御祈禱事、可進意見」しとの記事に表れていた。幕府もまた、或いは朝廷に倣い、新制制定に際し「意見状」を提出させるという手順を取っていたということが考えられよう。

次に「新式目」を「意見状」と捉える視点に立ち再度見直したい。当時の徳政意識は、悪政を行えば天からの譴責として災異を受けるといふ天人相関説の強い影響を受けていた。そのため徳政には、徳政策を実施するといふ政治的対応と、もう一つ為政者自身に徳が求められるという面があった。<sup>(94)</sup>従って徳政策を提言するに際しては、法として発令される項目のみならず、治世者の徳を高める方策も必要となった。『鏡』建長二（一二五〇）年二月二十六日条には、「將軍家可有文武御稽古之由、相州以消息狀令諫申之給」との記事がある。執権北条時頼は、將軍九条頼嗣のために、「和漢御學問」と「弓馬御練習」に、それぞれの師を定めていた。「諫申」の語からは、この二つが將軍として身につけるべき素養、即ち徳と考えられていたことを示す。こうしてみると「新式目」中の「可有御學問事」（四九三条）や「武道不廢之様、可被懸御意事」（四九四条）の二ヶ条は、為政者に対する提言として相応しい内容となっているだろう。<sup>(95)</sup>

また「新式目」の弘安七（一二八四）年五月二十日という日付にも注目しておきたい。前節で触れたように、翌月十二日には関東新制が發布されており、この頃幕府内では制定準備が進められていたと考えられる。この時にも首脳部は、過去の例に倣い、個人や或いは機関に対し、条文やその中に盛り込むべき規定などについて、諮問し提言を求めたはずである。これは日程的にみても無理のない推定といえるだろう。するとこうして提出され

た「意見状」がその原形をとどめたまま伝存したことにより、後代のある時点で「新式目」と認識されるようになったと考えられるのである。

さらに関東新制との関連を窺わせる「意見状」として、年未詳七三九〇七四三三条を指摘したい。まず弘長新制と比較しつつ、この五ヶ条を検討する。七三九条「御所修理替物事」の事書の下には、「政所」と組織名が記されている。同条の事実書は、次条と合わせ二ヶ条分をまとめた形となっていた。従ってこの語は、七四〇条「椀飯用途事」にも係るとしてよいだろう。というのは続く七四一条「臨時役事」・七四二条「諸家修理替物事」の両条には、共に事書の下に「同」と記されており、これも政所を指すと判断されるからである。この追加法の典拠となっているのは「新追」及び「式追」であり、「近條」と異なり、両追加集では弘長新制の傍書を事書の下に記すことで共通していた(三四八条・三六六条参照)。すると五ヶ条中四ヶ条に、弘長新制の傍書に相当する注記が付されていたことになる。<sup>(96)</sup>

前述したように七三九・七四〇両条の事実書は一つにまとめられていたが、同一の事書となる弘長新制三六一條「修理替物用途事」と三六二条「椀飯役事」の事実書もまた両条分を一括し付す。また七三九条と七四二条は「御所」と「諸家」とに分離し、それぞれ「修理替物」を規定する。<sup>(97)</sup> 両条は三六一條に相当しているが、三六一條の事実書においては「又私分同可守此儀」しとあり、御所と諸家の双方を含む規定となっていた。さらに七四三條「五節供事」は、三六三條と事書が一致し、事実書の趣旨も同じであるが、後者には規制する理由に触れた文が加わっていた。即ち七四一條を除く四ヶ条は、弘長新制三六一―三六三條と同一の規定ということになる。

従って七四一條「臨時役事」に相当する条文のみ、弘長新制中に規定がみられないということになりそうであ

る。<sup>(98)</sup>しかし同新制の施行を命じた六波羅宛の関東御教書<sup>(99)</sup>において幕府は、「百姓臨時役」(三九八条)を含む三ヶ条の指示を出している。そこで七四一条を三九八条と関連させ考えてみたい。この三ヶ条の事実書は一括され、「不可充課百姓、以地頭得分可致沙汰」しと記されており、この文言は七四一条の事実書と実質的に同趣旨となる。一方弘長新制中において、百姓への用途転嫁を禁じた条文は八ヶ条にのぼる。<sup>(100)</sup>すると三九八条では、地方組織や地頭御家人に対し、個々の条文を伝達する煩雑さを避け、その代わりに撫民策としての法の趣意を記しつつ、規制を指示するにとどめていたと解釈できる。同条については、弘長新制中に直接該当する条文は認められないが、規制の趣旨を同じくする各条文の意図は十分に伝わるものであったのだろう。<sup>(101)</sup>

ここまで七三九〜七四三条と弘長新制との関連をみてきた。事書の下に記された傍書に当たる注記の存在、弘長新制条文との規定の一致と条文配列の類似性、さらには七三九条・七四〇条とそれぞれ対応する三六一条・三六二条が、ともに事実書を一括するという同一の形式をとっていたことなど、両者間の共通性を指摘してきた。一方でこの五ヶ条の事実書は、総じて簡略な文となっていた。例えば七三九・七四〇各条の事実書では、規制理由のみを挙げる。過差禁制である両条には、本来であれば具体的な規制項目が盛り込まれるべきであり、法文としては不十分な内容となっている。七四一条についてもその規制対象となる項目を明示していない。これらの疑点は、「意見状」即ち条文を提言する段階故に許されたと思われる。案の採用時になって初めて事実書に相当する規制内容が検討されることを意味しているのであろう。

七三九〜七四三条の事書が、七四一条を除き、御所内外や行事に関わる過差禁制条文であること、そこに「政所」との注記を活かすならば、弘長新制定時に政所から提出された「意見状」の一部の可能性が極めて高いと

考える。なお七四一条を除く四ヶ条は、例えば正応三（一二九〇）年関東新制に関連した尾張国守護宛の施行状六二二〜六二四条と事書がほぼ一致し、事実書中における百姓への賦課禁止についても共通している。新制制定に際しての幕府の方針は、撫民の立場から、地頭に負担を求めることで一貫していた。従ってこの五ヶ条について、仮に弘長新制制定の時とする私見に誤りがあったとしても、いずれかの関東新制の作成に際し提出された政所からの「意見状」であることは動かさないと判断する。

その他にも新制の制定に関わりがありそうな「意見状」として、正応三（一二九〇）年とされる六二八〜六三〇条をあげたい。この三ヶ条の事実書は簡略な文となっており、共通して上申文書に特有の「被」の字があり、また「歟」で書き止められていた。なかでも六三〇条の事実書中の「急可有沙汰。且九、十、十一、十二、四箇月可被事切歟」との文言は、このままでは法文として不十分なものとなっている。また六二九条の「神社佛寺訴訟事」の事実書は「早速可有沙汰之由、可被仰五方引付歟」と記されているが、提言そのものといえるのではあるまいか。<sup>(12)</sup> さらに六二八条についても「爲勘定、問注所器量公人兩輩、可被撰申歟」との案となっている。同年については前述の守護充ての施行状があるが、この文書はあくまでも国内向けの指示にとどまる。対して幕府首脳部への政策提案という性格を持つ前記の三ヶ条は、組織改革に関わる提案となっているために、両者間に関連はみいだせない。しかしながらこの年に関東新制が発布されていたことは確実である。従ってこの三ヶ条は、その制定作業中に提出された「意見状」の可能性が高いと思われる。<sup>(13)</sup>

## おわりに

本稿では、まず鎌倉幕府の政策決定過程における「意見(状)」に検討を加えた。その結果、諸組織や担当奉行などが作成した「意見状」が草案としての役割を持ち、これをもとに議定では審議が進められ結論を導いていたと指摘した。この「意見状」という考え方を関東新制の制定作業についても活かそうとした。そこで注目したのは、弘長新制に付記された傍書である。記されている年号と人名・組織名は、各新制の制定に際し条文そのものや法文に盛り込むべき項目に関する諮問を受け、その答申として提出された「意見状」の作成者(機関)を指すと考えた。即ち関東新制の発布については、

- (1) 首脳部による徳政策の一つとして新制策定方針の決定、
- (2) 組織や個人に対し、徳政を意識した条項について諮問、
- (3) 組織・個人からの「意見状」提出、
- (4) 過去の関東新制及び提出された(或いは過去分を含めた)「意見状」を基に、関連部署などにおいて第一次審議を行い草案を作成、
- (5) 評定において法文を最終決定し発布、
- (6) 施行文書の発給、

という経過が想定されよう。

「新式目」について、前稿では二通の上申文書と捉え、両文書間の文体の相違など形式に関わる面と、双方の趣

旨を取り入れた法令の存在<sup>(4)</sup>などの根拠を示した。本稿ではさらに、両文書が提出された頃に幕府内において新制の制定方針が定まっていたことを指摘しつつ、延応以来の新制制定時には常に前もって「意見状」の提出が行われていたこと、他にも「意見状」とすべき追加法が存在していることなどを付け加えたことにより、私見を補強しえたと考ええる。「新式目」を法令とする見解は、成立し難いことを再度強調しておきたい。

拙稿は誤りの多いものであった。ここに御寛恕を乞い願うとともに、本稿においてできるだけ修正してきたつもりである。しかしながら推測を重ねてきたこともあり、いまだ不十分であることは自覚しているところである。多くの課題を残したままであるが、ここに擱筆する。

## 注記

(1) 拙稿『関東新制』小考(拙著『中世公武新制の研究』、吉川弘文館、二〇〇八年、初出は二〇〇六年)。本稿第一章及び第二章の本文中における拙稿は、本論文を指す。

(2) 佐藤進一・池内義資両氏編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、本稿では二〇〇一年〔十五刷〕)を使用する。また本書については、以下『中法史』と略称し、同書よりの引用は年次・番号で記す(三三七―三九七条及び同書中の典拠欄も参照。追加集写本の一つ『近衛家本式目追加條々』(以下「近條」と略称)が唯一、全文六一條を収載する。「近條」以外では、「新追」(以下追加集の略称は『中法史』編者に倣う)・「式追」など七本が、一―三ヶ条程度を収載している。

なお「近條」は筆者・書写年代ともに未詳、書風より近世の成立と推定されている(『陽明叢書 記録文書篇 第

九輯 法制史料集」、思文閣出版、二〇一四年、杉橋隆夫・佐古愛己両氏による解説参照)。ここで「近條」について触れておきたい。同本は表表紙を「式目追加條々」とするが、旧題簽とされる「式目追加并鎌倉新制」との紙片も伝存する。鎌倉幕府追加法・弘長新制・室町幕府法という順に書写しており、この三種はそれぞれ改頁して収められる。従つて弘長新制は、他追加法と区別するかののように、「關東新制條々」の標題で収載されている。ここには追加法とは異なる、關東新制への認識が示されていると思われる。

独特の文書様式にも注意を払っておきたい。本新制は、日下に署判があり、且つ「武藏守平朝臣(執権北条長時)・「相模守平朝臣」(連署北条政村)という「官職+氏+姓」の順となつている(『中法史』は署判を奥下に移すという校訂を行っているが、その理由は示していない)。『中法史』収載の追加法中では、弘安七(一二八四)年十月二十二日五六六条と永仁二(一二九四)年七月五日六四九条に同様の署判が認められるが、これは下知状とみてよい(前者についての同書補註五四参照)。

また末尾には、「以前條々、固守此旨、自來三月廿日、可加禁制也。若有違犯之輩者、可被行罪科。又奉行人無沙汰不注申者、同可被處其科之狀、如件」と記されている。施行日を明記し、全体を総括するかのようには違反行為への処罰を規定している。条文の多くで既に処罰規定が定められていたにも関わらず、末尾において再度強い姿勢を示していたことになる。さらに注目したいのが書き止め文言である。「依仰」りという常套句ともいべき語が記されていないのはいかなる理由によるのであろうか。この点について稲葉伸道氏「新制の研究」(『史学雑誌』九六編一号、一九八七年)は、「將軍が新制発布の主体ではなくなっている」とし、「評定衆によつて制定され」て執権・連署の名で発布されたと推測する(八七頁参照)。このように冒頭に付された標題・日付(『中法史』は日付を改める

校訂を行っている。補註三七参照）・署判などに未解決の問題がある。文書様式として弘長新制をみるならば、不可解な点が多く残されているがここでは指摘するにとどめ、後考を待ちたい。

(3) この書き込みについては「傍書」のほか、論者によっては「肩注」や「傍注」の語が使用されてきた。本稿では、拙稿に引き続き「傍書」と称する。

(4) 前稿「弘安七年『新御式目』の歴史的位置」(前掲注(1)拙著)。なお「新式目」については、『中法史』同年五月二十日四九一～五二八条参照。

(5) 笠松氏「吾妻鏡と追加法と」(同氏著『日本中世法史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出は一九六二年)六三・六四頁、岡氏「鎌倉幕府法の制定過程について」(同氏著『中世武家の法と支配』、信山社、二〇〇五年、初出は一九九九年)、西田氏「吾妻鏡」と幕府の法」(五味文彦氏他編『現代語訳 吾妻鏡 別巻』、吉川弘文館、二〇一六年)九七～一〇二頁、それぞれ参照。

(6) 『新訂増補 國史大系』(吉川弘文館)。

(7) 問注所内では遅くとも後期には、同所構成員などによる評議を内評定と称し、その開催が定例化していた(岡氏「鎌倉幕府後期における訴訟制度の一考察」、同氏前掲注(5)書、初出は一九八六年)一〇三・一〇四頁参照。また西田氏前掲注(5)論文では、延応元(一二三九)年四月十七日追加法一二二条を「政所奉行人連署勅状」と名付け、政所奉行人六名から提出されたこの原案をもとに評定事書(同日追加法一一一条)が作られたと指摘する(九七～九九頁参照)。

(8) 岡前掲注(5)論文一七五～一七八頁参照。

(9) そのほかにも評定においては、「教經等勘申云」(『鏡』宝治二(一二四八)年七月十日条)という記事や、評定での審議中に不審が生じ法家に問うた例もある(『鏡』建長五(一二五三)年二月二十五日条)。

(10) 「意見」・「意見状」・「意見制」などの各語は、室町幕府後期の訴訟制度に関わる歴史用語として定着している(笠松氏「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」、同氏前掲注(5)書、初出は一九六〇年)。この故に、本稿では意見及び意見状の両語にカギカッコを付けて使用する。

(11) 除外するのは、①～④の四例である。この内①・④は軍議の場での発言を指す(但し④には「擬評議」すとの文言がある)。③は京で起きた事件について、大江広元が北条泰時の「御意見」を求めたもので、在宅諮問とでもいべき例となる(朝廷における在宅諮問については、美川圭氏「院政をめぐる公卿議定制の展開」、同氏著『院政の研究』、臨川書店、一九九六年、初出は一九九一年、参照)。②では「弓馬堪能」な武士らの「家説」を「意見」と称していた。

(12) ⑬には「有其沙汰」りとの記述となっており、記事中に直接評定を示す語はない。しかしこの記事が評定を指していることは、仁平義孝氏が指摘済みである(同氏「執権時頼・長時期の幕政運営について」、『法政史学』七九号、二〇一三年、四八・四九頁参照)。また⑰は簡潔な記事だが、⑱と同様に「被經其沙汰」との文言があり、また六波羅探題からの注進状に対する幕府としての判断が記されていることから、評定の場での決定とみてよからう。

(13) ⑧は「奉行」親実(氏不詳)から諸道へ指示したとあること及び内容の重要性からみて、評定の決定を受けて行われていた可能性が高いと判断する。

(14) 佐藤進一・池内義資両氏編『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』(岩波書店、本稿では一九八七年(八刷)を

使用) 附録所収。

(15) 引付評定・式評定については、岡氏前掲注(7)論文九五・九六頁参照。

(16) 『増補 続史料大成 第十巻』(臨川書店)

(17) ⑬の評定は政村邸で開催されていた。当時の執権は北条長時であるが、彼の出欠については不詳。この時は結局陰陽師の「意見」は退けられ、政村の意向が通っていた(『鏡』同月二十八日条参照)。

なお『中法史』の年代未詳参考資料六七末尾の「五十一ヶ條内御沙汰、就式目端書奉行人有意言」には、「本文意見卜可書歟」との文言がある。この注記が付された時期は不詳だが、奉行人の発言を「意見」と捉えた例ともなるう。

(18) 『關東評定衆傳』(『群書類従 第四輯 補任部』、続群書類従完成会)によると、光西は寛元二(一二四四)年に評定衆に就任していた。また佐藤業時については貞永元(一二三二)年に評定衆だったことは明らかであるが、その前年となる寛喜三年中の同職在任については検討の余地も残されている(拙稿「鎌倉幕府評定制の成立過程」、前掲注(1)拙著、初出は一九八三年、参照)。

(19) ⑯においても、「諸道」から文書が提出されたならば、「意見状」と称されたと思われる。

(20) 『關東評定衆傳』同年条参照。

(21) 『鏡』同日条によると、評議では季氏の提案を採用し、その場で陰陽師に占いを行わせていた。

(22) 植木氏『御成敗式目研究』(名著刊行会、一九七六年) 第一編第四章参照。

(23) 『続群書類従 第二三輯下 武家部』(続群書類従完成会)。

- (24) 池内義資氏編『中世法制史料集 別巻(御成敗式目)』(岩波書店)。
- (25) 清原教隆が誤りであることは、植木氏前掲注(22)書第一編第四章及び第六編第一章乙項参照。また御成敗式目の編纂過程については、長又高夫氏「御成敗式目」編纂試論(同氏著『御成敗式目編纂の基礎的研究』、汲古書院、二〇一七年、初出は二〇〇八年)二七・二八頁も参照。
- (26) この問題についての幕府の施策は、同月二十三日に至りまとまった(同書同日条)。なお史料中の「人」について、伊藤一美氏校注『建治三年記 注釈』(文献出版、一九九九年)は、康有が問注所執事としてこの問題を担当し、同所奉行人らの意見を披露したと解釈する。しかしながら諮問内容の重要性を考慮すると、問注所奉行人と限定しうるか疑問も残る。
- (27) 前掲注(16)書所収。
- (28) (正和四(一二二五)年)三月八日付「金沢貞顕書状」(竹内理三氏編『鎌倉遺文』(東京堂出版)二七・一三四号、永井晋氏他編『金沢北条氏編年資料集』(八木書店)五一〇号。以下『鎌倉遺文』所収の文書については、『鎌』と略称しその番号のみを記す。また『金沢文庫文書』の年次の推測については後者の資料集によるが、その資料番号は省略)、(嘉暦四(元徳元(一二二九)年)七月二十六日付「金沢貞顕書状」(『鎌』三〇六七号)、(同年)十二月三日付「金沢貞顕書状」(『鎌』二八九〇九号+三〇七九〇号)、(同年)十二月二十二日付「金沢貞顕書状」(『鎌』三〇八二九号)など。なお(嘉暦四年)三月十三日「備後大田莊雜掌了信書状」(『鎌』三〇五三三三号)には、「彼衆中二四五人殊意見之仁等候之間」との文言がある。雜掌久代了信は、引付衆らの発言を「意見」と捉えていた。
- (29) この「御沙汰」がいかなる議定を指すのかは不詳であるが、執権が参加しない場であることに注目しておきたい。

(30) この文書を中心として当時の朝幕間の政治情勢を考察した論文に、笈雅博氏「道蘊・淨仙・城入道」(『三浦古文化』三八号、一九八五年)がある。このなかで笈氏は、貞顕について「幕府首脳部から『意見』を諮問され」たと指摘している(五頁参照)。また桃崎有一郎氏「鎌倉末期の得宗家儀礼に見る長崎円喜・安達時顕政権の苦境」(『日本史研究』六八四号、二〇一九年)は、同文書をもとに「両統迭立等の重要問題については、円喜・時顕が守時・貞顕から『意見』を徴しつつ最終決定するという意思決定プロセスが存在した」と述べる(四八頁参照)。

(31) また(正和四年)三月八日付書状は(前掲注(28)参照)、途中の文が欠けており意味を取るのには困難であるが、「勢州も参候て、意見を可申之由被申候」と記されている。政所執事の勢州Ⅱ階堂忠貞の発言を「意見」と称する例となる。

(32) 前掲注(7)で触れた延応元年の政所奉行人による草案や、さらに広く取れば引付勘録事書(末尾は草案などと同様「歎」で書き留められており(高橋一樹氏「裁許下知状の再発給と『原簿』」、同氏著『中世荘園制と鎌倉幕府』、塙書房、二〇〇四年、初出は一九九六年、第一節及び註(18)参照)、評定が最終判断を下すための上申文書とみれば、「意見状」の一つに含めてもよいと考えている。なお本稿の第二章以下では、「意見状」の語を使用する。

ここで「意見(状)」の語について、幕府以外にも広げ簡単にみておきたい。朝廷では平安時代以来意見封事の伝統があり、当該期の「意見」・「意見奏状」を検討した論考に所功氏「律令時代における意見封進制度の実態」(古代学協会編『延喜天曆時代の研究』、吉川弘文館、一九六九年)がある。管見の限り鎌倉時代の公家日記ではこの語の使用例は少なく、徳政・新制との関わりで散見される程度である。『玉葉』(『圖書寮叢刊九条家本』、明治書院)も同様であるが、なかには献言と見做すべきものもある(元暦元(一一八四)年八月十八日条・文治三(一一八七)年

十二月二十九日条など)。また『民経記』(岩波書店)には、院評定での議題に対する評定衆の見解として「人々申云、此一个條、被召人々意見、可有沙汰歟」(文永四(一二六七)年十二月二十一日条)との記事がある。議定参加者以外からも、在宅諮問のような形で「意見」の聴取を求めた例となる。同書では、他にも院評定において「召意見」すとの表現が幾つかみられる(同年八月十一日条など)。

次に寺社関係史料にも触れておきたい。稲葉伸道氏「公家新制と寺辺新制」(同氏著『中世寺院の権力構造』、岩波書店、一九九七年、初出は一九八六年)は、興福寺宛の弘長三(一二六三)年十月十七日太政官牒写を紹介している。同文書は、興福寺僧綱大法師らの同年八月十日奏状を引用しているが、この奏状について「中臣祐賢記」(『増補続史料大成 春日社記録 二卷』、臨川書店)文永六年正月二十一日条に「以寺意見被宣下候了」と記されており、上申された奏状を「意見」とする認識がみられる。稲葉氏も同論文において、寺院からも意見を召した点に注目した(前掲論文三四〇頁参照)。

さらに寺院内では、この時代の末期になると「意見」の語が評定との関わりでも、しばしば記されるようになる。「東寺學衆補任式目案」(『鎌』補二〇九七号)には、「元徳元(一一三二)年十月十一日評定」の決定事項として、「評定衆意見事」に「不可有篇偏頗矯飾之由、及起請文畢。面々及公平可盡意見」と記されている。評定衆の発言を「意見」と称していたことが明瞭である。東大寺においても同様の文書が残されている(元弘三(一一三三)年八月日「東大寺衆徒起請文」、『鎌』三三二一五号)。寺院内の評定では、評定衆の発言を「意見」の語で表していたといえよう。これらにみるように鎌倉時代においては、幕府のみならず朝廷・寺院なども含め、議定での発言やその場への上申について、「意見」の語が一般的に使用されていたと考えたい。

(33) 他追加集では、三ヶ条(三三七・三四四・三六六の各条)を収載する「新追」・「武追」に、三四四・三六六両条の「事書の下に傍書に相当する文言がある。『中法史』編者は、前者については両本の書き込みをそのまま採用した(「奉行人行一」)。対して後者では「近條」の傍書を採用し、この二本に記されていた「弘長奉行政所」の語を削除するという校訂を行っている。なお弘長新制条文一ヶ条のみ収載する「枝抄」では、その三五五条に相当する条文の事実書の下に小字で文応の年号が記されている(『中法史』補一)。傍書の書法として、追加集によっては三形態で記されていたのかもしれない。

拙稿ではこの傍書について、主として三点を指摘した。一点目は傍書が施こされた最初の条文となる三三九条に「同年同人」と記されているが、このままでは意味不明な注記になっているとともに、その前条にも傍書が記されていた可能性を示唆していること。二点目としては新制発布時の「弘長」の年号が付されていることから、傍書が後代になって記された可能性があるとした(本稿の目的の一つはこの問題を再検討することにある)。これらの疑問点を残しながらも、各年号については新制の発布或いはその準備が行われた年次を表すと推測した。

(34) 行一と行願の兩名は、康元元(一二五六)年に出家(『鏡』同年十一月二十三日条参照)。光蓮は『鏡』建長三年十月二三日条に出家名で登場し、蓮仏については『鏡』寛元四年六月六日条に出家名が記されている。

(35) なお長泰が死亡した弘長二年は、『鏡』記事の欠年となる。

(36) 景頼・行方について、それぞれ『關東評定衆傳』各当該年条の尻付参照。

(37) 『鏡』同年六月二日条参照。

(38) 但し同日条に同じく記されている宿屋左衛門尉(光則)について、その前日条に「法名最信」との割注が付され

ていたことは、同時点で光成の僧俗の判断を難しいものにする。弘長元年一月段階が俗名で登場する確実な最後の記事とみるべきかもしれないが、いずれにしても本文中の想定と矛盾しない。

- (39) 延応〜正嘉についても弘長時点の人名表記をそのまま使用しており、各年次ごとで書き分けを行っていない。この点もまた傍書の記入時期が、弘長発布後程なくであったことを傍証するものといえよう。

- (40) 『中法史』補註二七参照。

- (41) 網野氏「鎌倉の『地』と地奉行」(同氏『網野善彦著作集 一三巻 中世都市論』、岩波書店、二〇〇七年、初出は一九七六年) 八三頁註(35)参照。

- (42) 岡氏前掲注(5)論文一八一・一八二頁参照。なお尹漢湧氏「引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造」(『東京大学史料編纂所 研究紀要』二二号、二〇一二年)も岡説に従い、施行者を示す可能性を指摘している。

- (43) 例えば「年号+人名(機関名)」のみの傍書についても、「奉行人乃至奉行機関」という指摘が当てるのか躊躇せざるを得ないだろう。

- (44) 公家新制については、水戸部正男氏『公家新制の研究』(創文社、一九六一年)参照。

- (45) なお前掲注(2)中の『陽明叢書』をみると、「近條」ではこの法文は二行にわたっており、二行目の行頭に「唐織物」の「織物」の文字が記されて、ここに傍書が付されている。

- (46) 拙稿では傍書を論拠として、延応二年の新制で八ヶ条、また建長五年の新制についても三ヶ条を加えたが、これは失考であった(後述参照)。なお「正嘉」については、「少なくとも制定作業が行われていた」と推測した。

- (47) 岡前掲注(5)論文(一八一頁)は、『鏡』に登場する「奉行」の語の使用例が、法をめぐりその立案者・施行担当

者・伝達者という三種に分けられることを指摘している。

(48) 『鏡』記事は「長者事」と記す。五味文彦氏他編『現代語訳 吾妻鏡 一五卷』（吉川弘文館、二〇一五年）の弘長元年二月条についての注(53)で「長夫」と訂正しているのに従う。

(49) 残る一ヶ条の「可停止博奕事」（三九四条）には、「延應基政光蓮」の傍書があるが、ここは延応の年号であった。両者がこの条文の制定に関与していたことは明らかであるが、弘長新制と直接関連を持つはずの文応乃至弘長の年号となっていないことも②説を否定する傍証となるだろう（網野説はこの点を捉え、年号と人名を分離する解釈を示したと思われる）。

(50) 三六〇条「造作事」には、事書に「文應奉行長泰」・事実書に「延應長泰」と、長泰の名のみが傍書されている。年次が異なるとはいえ、このことは④のみならず②及び③の説に立っても、後者の傍書は不要になるはずである。

(51) さらに付言すれば、「奉行」の語がないとはいえ、過差関係条文の事実書中に多数の人名が記されていることもまた、②④の各説が成り立たないことを意味している。

(52) なお三六七条には、「延應行方」との傍書もある。

(53) 「奉行」の語については、岡氏前掲注(5)論文が指摘した法の立案に関わった人物或いは組織と解釈したい。

(54) 拙稿参照。

(55) そのためには幕府内或いは奉行人などの家における文書保管システムの存在を想定しなければならないだろう。この点について、高橋一樹氏「訴訟文書・記録の保管利用システム」（同氏前掲注(32)書、初出は二〇〇二年）は、訴訟文書及びその記録類に限定しつつ、中期以降の保管体制の様相を明らかにした。これを一般政務に関わる文書

にまで拡張できるかは慎重な検討を要する。また高橋氏は、政所別当や問注所執事の邸宅での文書保管についても指摘していた。『鏡』貞永元年十二月五日条には、大江広元の手元にあった文書について、執権北条泰時が「隨公要、依賦渡右筆輩方、散在所處」した文書を「尋聚之、整目錄」えたと記す。右筆らは借り出し公務で利用しただけでなく、そのまま彼らのもとので文書が保存されていたことを示している。広元の文書は、孫泰秀が管理することになった。この時泰時の指示を受けて目録を整えていたのは、今後の利用に際し便宜を図るという意味も込められた処置だったのではなからうか。幕府が文書の保管体制を整備していく中で、「意見状」も保存されていたと考えたい。

(56) これらに加えて、弘長の年号で三六七条の事書と事実書に各一ヶ所にも傍書がある。

(57) 建長五年十月十一日二九六条においても、得宗被官を奉行として「押買」が禁止されていた。また同六年十月十七日三〇二条の事実書中で幕府は政所に対し、「至押買并迎買者、可令停止也」として、相模国の主たる交易所にこの法令の伝達を指示していた。

(58) 事書中の「侍所、政所」の組織名について、『中法史』編者は「肩註」（本稿でいう傍書）とすべきかと注記する。

(59) 蓮仏など三名と侍所とは、傍書の年号で重なっていないことにも注意を払っておきたい。ここには諮問側の何らかの意図が働いていた可能性も残されている。

(60) 拙稿でも触れたが、弘長新制条文中には、延応以前からの法令も取り入れられていた。しかるにその年号は付されていない。ここには単なる既成の追加法からの選択としてではなく、徳政を意識し提出させた意見状をもとにした条文選択であることを、あえて示そうとしていたのではなからうか。

(61) 弘長改元は二月二十日、鎌倉に改元詔書が到着するのは二十六日であった（『鏡』同月二十六日条参照）。新制発

布日は同月三十日であり、極めて近接していたことになる。

なお弘長新制が辛酉革命に際し徳政策を表明するという意味を持っていたことについては、稲葉伸道氏前掲注(2)論文八六頁参照。

(62) 前掲注(39)で傍書中の人名が弘長時点の表記に統一されていたことを指摘したが、年号も改めていたことになる。ここからは傍書を付した人物による意図を汲み取ることができるのかもしれない。例えば将来の新制定時への活用などが想定されるだろう。

(63) ところで弘長新制の一部条項は、前年末から先行し施行されていた。例えば三六九条「京上役事」は、事実書中に追加された文があるものの、文応元年十二月二十五日三三一条と同趣旨の条文であった(但しこの追加法の出典は「鏡」同日条のみ)。同条には「文応同」との傍書が付されている。文応元年に提出された「意見状」をもとに立法された可能性を示すのかもしれない。

(64) 行一は弘安六年、行願は文永六年に、それぞれ政所執事に就任していた(『關東評定衆傳』各当該年条参照)。

(65) 五味文彦氏「吾妻鏡」の構成と原史料(『増補 吾妻鏡の方法』〈新装版〉、吉川弘文館、二〇一八年、初出は一九八九年)は、建長四年に行方と景頼が御所奉行に就いたとする(二〇二頁参照)。

(66) 景頼の御所奉行については前掲注(65)五味論文一〇一頁参照。

(67) 基政の地奉行就任については、網野氏前掲注(41)論文七五・七六頁参照。

(68) さらには御所奉行や地奉行という役職との関わりの可能性も考えられる。高橋慎一郎氏「宗尊親王期における幕府『宿老』」(同氏著『日本中世の権力と寺院』、吉川弘文館、二〇一六年、初出は二〇〇一年)は、宗尊期の宿老の

特徴として、九条頼経期の近臣とその子孫及び宗尊自身の近臣が多いことを指摘し、『鏡』文応元年八月十五日条をもとに、宿老として北条氏三名の他に行方・景頼・基政・中原師連・長泰の五名を挙げる(七四・七五頁参照)。師連を除く四名は傍書中の在俗者と一致する点も興味を引くところである。

- (69) 光蓮について、佐藤氏は得宗被官と指摘する(同氏著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、岩波書店、一九九三年、初出一九四三年、七二頁参照)。蓮仏は『鏡』寛喜二年二月三十日条など、光成については『鏡』嘉祿二(一二二六)年十月十二日条などにより、それぞれ侍所との関わりが明らかとなる。また兩名については、佐藤氏同著書七〇・七一頁参照。残る行仏も連記中に含まれていることから、得宗被官と推測されよう。

(70) なお基政は、延応の年号で光蓮と連名で、さらに年不詳の二ヶ所に傍書されていた。

- (71) 『中法史』補註三七参照。弘長新制の制定に関連する『吾』の諸記事の日付自体に不審が残ることは、同補註が指摘している。

(72) 佐藤進一氏他編『中世法制史料集 六卷 公家法・公家家法・寺社法』(岩波書店)第一部「法規」一五一―一九二条参照。

(73) 史料の引用を省略した(一)の三条目に、公家新制においても主要項目となっていた仏事興行に関する事書があることから本文のように判断した。

(74) 彼らの手になる九ヶ条をみると、その内六ヶ条は膝下法とすべき内容であり、地奉行という職務との関連を窺わせる。また三七〇条「長夫事」は、事実書によるとその対象は「鎌倉禊候之御家人等」に限定した内容となっており、関連項目といえようか。残る二ヶ条は、鷹狩停止・早馬に関する規定であり、これらについては不詳とせざる

を得ない。

(75) 過差禁制に関わる(二)についても触れておきたい。記事中には、①「関東禊候諸人」・②「家屋之營作」・③「出仕之行粧以下」という三項目が記されていた。(一)と(三)では、事書・事実書という法令或いは評定事書に似た形式で記されている。これに対して(二)の①～③は地の文としての記述となっていた。また②は三六〇条、③は三六四・三六五両条に相当しているが、①はどの条文と合致するのか必ずしも明確ではない。このような書法となつたのは、(二)の議定の担当者として御所奉行の二階堂行方が関わつていたことを示すのかもしれない。五味文彦氏は、『鏡』記事中の「宗尊親王記」、特に弘長三年までは彼の日記を中心に編纂されたと指摘する(五味氏前掲注(65)著書九九～一〇二頁参照)。この点を踏まえると、(一)と(三)は他部局が担当していたため、行方はその議定の詳細を知るのに各文書を取り寄せ日記に記したが、自分の担当分となる(二)については、内容を熟知している故に簡略な文となつたと推測したい。

さて(二)の分類をみると、幕府の過差規制に対する基本的な考え方を窺い知ることができる。即ち①は御所など主として幕府内における御家人などの振る舞いに関わる規制(三五六～三五九条)、②は造作(三六〇条)、そして③は幕府内を含めた諸行事の際の行粧(三六四・三六五・三六七条)となる。①「伺候」・「出仕」の語に着目し、また「營作」では御所内のみならず「諸人」の邸宅も対象となっている。御家人宅への将軍らの移徙や方違などを考慮すると、幕府と御家人との接点となる場を選び、過差法条文の選定基準とした可能性がある。

(76) ここで「意見状」との関連で簡単に朝廷内における公家新制の制定の様相をみておきたい。建久二(一一九二)年の公家新制の制定に関して、『玉葉』同元年十一月一日条によると、「意見目録」・「新制目録」をもとに審議してい

る。各目録は神事・仏事・過差を含めた雑事などに分類されていた。また『吉統記』（『増補史料大成 三〇巻』、臨川書店）文永五年六月十五日条にも「十二ヶ条意見評定、神事々許有沙汰」りと記されており、やはり篇目ごとに審議していたようである。さて弘長新制の制定に際し提出された文応・弘長の年号の「意見状」は、傍書をもとにするると八通以上にのぼったはずである。特に個人からの意見状は、職務を中心としつつも、徳政を意識して様々な提案も含まれていたであろう。幕府もまた条文を審議する議定を円滑に進行させるために、「意見状」を分野ごとに分けその目録を作成していたのではないだろうか。そしてこれが、(一)～(三)の議定の場にも参考資料として提供されていたと考えたい。

(77) 前掲注(4)拙稿参照。

(78) 桃崎氏「鎌倉幕府院飯行事の完成と宗尊親王の將軍嗣立」『年報中世史研究』四一号、二〇一六年)一八・一九頁参照。

(79) 前掲注(4)拙稿で指摘したように、関東御領の年貢の収納についての答申を示す五〇八条と五一六条をもとに、制定されたと思しき弘安七年六月五四五条「所領年貢事」では、両条を取り込んだ法令となっていた。両条が法令と認識されていなかったことを端的に示す例となる。また神仏事関係の四九一・四九二・五一〇の各条については、五一〇条が実際に同年六月十二日関東新制の条文となっていた(逆に同趣旨の四九一条は採用されなかったと推測される)。

(80) 桃崎氏前掲注(79)論文は、両条について「主要年始行事の式日・装束を法に明記し固定」(傍点桃崎氏)したと評価する(一八・一九頁)。

- (81) 池内氏前掲注(24)書四二六・四二七頁参照。
- (82) 関東新制の施行については、地方組織である六波羅探題や守護に宛てた施行状が知られているが(例えば、六波羅探題に宛てた弘長元年二月三十日三九八〜四〇〇条など)、幕府内の様相についてはほとんど不明であった。「御新制」について本文のように捉えてよいとしたら、内部組織では該当する項目を選びながら、張文のような形式で周知をはかっていたのであろう。なお追加法に関する施行例として、「問注所張文」(寛元元年八月二十六日二二一条、西田氏前掲注(5)論文参照)がある。
- (83) この様な点を踏まえて網野善彦氏は、「新式目」について、弘安改革の「綱領」とする見解を示したのであろう(同氏「関東公方御教書」について)、『網野善彦著作集第六卷 転換期としての鎌倉末・南北朝期』、岩波書店、二〇〇七年、初出は一九七二年、一一〜一八頁参照)。
- (84) この二通の「意見状」でいえば、主として過差の状況が起きやすい幕府内行事や財政に関わる提言が幾つかみられることから、政所系の人物の手になるものと推測できるのではなからうか。また前半を斟酌するならば、御所関係例えば御所奉行などの可能性もあるだろう。
- (85) 奥田環氏「九条兼実と意見封事」(『川村学園女子大学研究紀要』一号、一九九〇年)は、朝廷の新制制定作業においても、平安中期からの意見封事を含め、提出させた意見状をしばしば参照していたことを指摘している。
- (86) 同書文治三年五月二三日条。なおこの「意見」をもとに、文治三年及び建久二年に公家新制が制定された。
- (87) 同書六月六日条参照。
- (88) 同書(『大日本古記録』、岩波書店) 七月廿五日条及び九月二十八日条参照。なお文永五年に公家新制が制定され

ていたのかは未詳。

- (89) このような意識自体は、室町期に至るまで継承されていたと考えられる。例えば『建内記』（『大日本古記録』、岩波書店）嘉吉元（一四四一）年九月十四日条に「抑徳政之号者、被施皇化古來之通稱也。被召意見於諸人令切磋、其中被定新制也」との著名な文言にも明らかである。

- (90) 文治二年八月十九日「源頼朝奏状案」（『鎌』補三二号）。この文書については、山本博也氏「文治二年五月の兼実宛頼朝折紙」（『史学雑誌』八八編二号、一九七九年）参照。

- (91) 奥田氏前掲注（84）論文一四四・一四五頁参照。

- (92) 稲葉氏前掲注（2）論文八三・八四頁参照。

- (93) 下村周太郎氏「鎌倉幕府と天人相関説」（『史観』一六四冊、二〇一一年）参照。

- (94) 同右「中世前期京都朝廷と天人相関説」（『史学雑誌』一二二編六号、二〇一二年）四四～四六頁参照。

- (95) 長沼宗政が將軍源実朝を批判した「當代者、以哥鞠爲業、武藝似廢」（『鏡』建保元（一二二三）年九月二十六日条）との周知の記事にも、將軍に求められた素養が表れているだろう。

- (96) 「式追」は七四一条と七四二条のみ収載する。「新追」所収の追加法において、事書の下に付記があるのは、評定事書形式の法令にみられる。そこに記されているのは日付や奉行人名などに限られていた。従って「傍書」に相当する書き込みがある追加法は、弘長新制の二ヶ条と本文中の七三九・七四一・七四二各条という計五ヶ条に限定される。その意味でも特殊な注記といえることができる。

- (97) 修理替物を二ヶ条に分けたのは、趣旨は費用転嫁の禁止で両者共通しているが、後者ではさらに「不朽損者、可

用古物」しと規制内容についても具体案を示そうとしたことが理由であろう。

(98) 『中法史』補註(38)参照。

(99) 弘長元年二月三十日三九八〜四〇〇条。三九八条を除く二ヶ条は、三九九条「修理替物事」と四〇〇条「椀飯役事」である。

(100) 管見の限り、三四〇〜三四三条及び三六〇〜三六三条が相当する。

(101) 六波羅探題からの指示を受け、九州御家人の統轄を担当していた少貳資能の施行状中には、さらに「不可召仕百姓事」(四〇二条)という一ヶ条が付け加えられている。これまた弘長新制中には直接の規定がみられないが、三二六九・三七〇条などの趣意を示す条文であろう。

(102) 前掲注(4)拙稿の注記(72)では、この法文について同年の新制中に含まれるかと指摘したのは不注意であった。条文として取り入れられた可能性は残るが、本文中で述べたように、あくまでも提言とすべきであった。ここに訂正する。

(103) 六二九条がこの年の新制条文中で規定されていたかは不詳である。しかしながら翌年八月二十日六三二条「寺社并京下訴訟事」の事実書中に「急可申沙汰之由、可被仰奉行并五方引付」との文言がある。両追加法間の関係は不明であり、また一部修正があるものの、六二九条の提言は受け入れられたと思われる。

(104) この点は、前掲注(79)中で取りあげた年貢取納に関する追加法が如実に示しているだろう。

